

子どもの明るい未来を
みんなで育もう

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。

◎支給対象者

中学生以下の児童を養育し、次のいずれかに該当する人。
・父母ともに養育している場合、生計中心者（恒常的に所得の高い方）
・父母等に養育されていない、あるいは、生計を同じくしていない児童を養育している人

◎児童手当の額（1人あたりの月額）

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 10,000円

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額5,000円を支給します

◎支給月

毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

6月は現況届の提出月

現況届は年に1度、6月に提出していただきます。

この現況届を提出しない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

該当する方には、6月初旬に現況届を送ります。必ず福祉事務所（6番窓口）へ提出してください。

提出期限は6月28日（金）

届出に必要な書類

- ①現況届 ②健康保険証の写し ③印鑑

※平成25年1月1日以降、下田市に転入された方は、所得・課税証明書（平成25年1月1日時点で住所があった市区町村の交付するもの）が必要になります。

※児童手当に関する手続きは公務員（郵政公社、独立行政法人を除く）の方の場合、勤務先で行ってください。

申請・問合せ先

福祉事務所社会福祉係（6番窓口）

☎22216

市役所本庁舎の
配膳移動がありました

健康増進課健康づくり係は

5番窓口



市民課防災係・消防安全係は

10番窓口



市民課防災係・消防安全係は本館1階に、健康増進課健康づくり係は西館1階に移動しました。

また、市民課防災係・消防安全係は直通電話が新設されました。

市民課防災係・消防安全係の直通電話番号



健康づくり係は健康保険の係や福祉事務所と隣同士になり、制度を含めた総合的なアドバイスがより一層スムーズに行えます。

また、以前までは防災係に窓口がありませんでしたが、今回の移動で窓口を設け、皆様とより身近に接することができるようになりました。

問合せ先 総務課庶務係 ☎22211